



令和4年3月16日（水）

【照会先】

東京労働局総務部総務課

（電話） 03（3512）1600

東京労働局職業安定部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年3月11日（金）、東京労働局職業安定部（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階、以下「職業安定部」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、3月10日（木）11時まで勤務し、発熱・咳等の症状はなく、マスクを装着して勤務していましたが、10日（木）夜に発熱し、11日（金）にPCR検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

職業安定部では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動履歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。